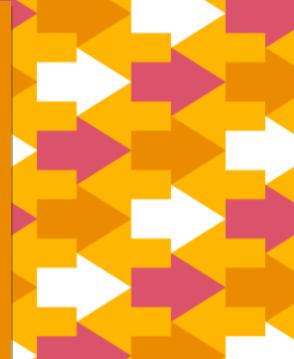


PwC Legal Insight (No.05 /2020)

個人情報保護法(PDPA)の遵守へ向けた準備

- 2021年6月1日より施行

Issued Date: 16 September 2020



個人情報保護法("PDPA")の準拠
に向けた準備のためのステップ。

個人情報保護法BE2562(2019)(以下、PDPA)は、個人が自身の個人情報をより管理しやすくなるために制定され、事業者に個人情報保護に関する新たな義務や個人情報の処理や取扱いに関する規則を規定しています。例えば、PDPAの下では、データ主体は、収集、利用または開示される個人情報に対する同意をいつでも撤回する権利を有しています。また、収集した全ての個人情報の消去、破棄、および匿名化を要求することもできます。

タイに所在する事業者が、従業員やサプライヤー、ベンダー、流通業者および顧客を含むデータ主体の個人情報を収集、使用、または開示しようとする場合、個人情報の処理がタイ国内かタイ国外で行われるかを問わず、PDPAを遵守しなければなりません。これらの法的要件に違反した場合、事業者は民事処分、刑事処分および行政処分を受けることになります。また、有限会社の取締役はPDPAが定める要件を遵守しなかった場合、刑事罰を受ける可能性があります。

PDPAを遵守をするにあたり、各事業者は以下に述べるステップを実行する必要があります。

1)個人情報データのレビュー

物理的および仮想的に保存されているすべてのデータをレビューし、データの種類、データソース、データ主体、データ処理の目的と必要性、データの保存期間、およびデータ処理の法的根拠を特定します。

レビューが完了したら、それらのデータを収集した時点からの使用状況を表示したデータ・フローを作成します。これは同意や契約の履行、正当な利害関係、重大な利害関係、法的な要求、公共の利益などの根拠なしに個人データを取得するといった、データの収集、使用および開示に係る法令違反や潜在的なリスク発生領域を特定するのに役立ちます。データのレビューとリスク評価には時間を要しますが、必要不可欠です。

2)文書の作成

PDPAを遵守するために必要な文書を作成します。これには、プライバシーポリシー、プライバシー通知、同意書、情報処理に関する同意書、データ違反通知書、同意撤回書、データ保管およびデータ処理の記録が含まれます。事業者は、文書を(1)データ主体の文書と(2)データ処理者の文書の2つのグループに分けることができます。

データ主体のグループの文書について、事業者はデータ主体の個人情報の収集、利用および開示に対し、標準的な同意書およびプライバシー通知のテンプレートを作成するべきであり、これらのテンプレートにはPDPAにしたがった重要項目が含まれている必要があります。例えば、(i) 同意書には、独立した同意確認の箇所があり、個人情報取扱いの目的を明確にするため、分かりやすい文言および言語を使用しなければなりません。(ii) プライバシー通知では、収集された個人情報のデータ主体、データ処理の目的、データ保存期間、データが開示される第三者の区分、事業者の連絡先の詳細およびデータ主体の権利を通知しなければなりません。

データ処理者のグループの文書について、事業者は、事業者に代わって個人情報を収集、利用、および開示するデータ処理者と標準的なデータ処理契約書を作成する必要があります。これは、データ処理者のPDPA遵守義務を規定し、データ処理者のPDPA遵守違反により発生する損害をデータ処理者が事業者に対し、損害賠償責任を負う事を明確にすることです。

3)既存手順の更新

次のステップは、PDPAに従って既存の手順と方法を更新する事です。新しい手順と方法は、作成した文書をサポートするよう設定する必要があります。例えば事業者は、同意を確認した上でデータ主体の個人情報の収集を行う場合の方法、データ主体の個人情報に関する要求があった場合の処理方法、またはデータ違反が発生した場合の措置に関する手順を規定しておくことができます。また、事業者はPDPA遵守のリスクとエクスポージャーを管理し、事業者に対する個人情報に関する照会を処理するために、PDPAを理解している主要な連絡窓口または責任者を任命することを検討すべきです。連絡窓口には、PDPAに適合した資格および任務を持つデータ保護責任者(DPO)を指名することもできます。

4)従業員のトレーニング

全従業員がPDPAに規定された要件に迅速に対応できるようにします。これにより、コンプライアンス違反のリスクおよびコンプライアンス違反が事業運営に及ぼす悪影響を軽減することができます。また、全従業員がトレーニングを受けていることが確認できれば、PDPAを完全に遵守できている可能性が高まります。

PDPAの実施は2021年6月1日に延期されましたが、事業者は個人情報保護の重要性を軽視せず、準備に3~5ヶ月の時間を要する可能性があることから、今すぐコンプライアンスの準備を開始する事が推奨されます。

事業者と全従業員、サプライヤー、ベンダーおよびディストリビューターがPDPAを完全に遵守するためには、多くの手順を踏む必要があります。これらの手順をどのように進めるべきか不確かな場合は、専門の法律の専門家へ相談することが推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsri
Thanakorn Busarasopitkul
Korapat Sukhummek

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい